

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年8月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人保倉川太鼓
- 3 代表者の氏名  
大滝 義輝
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市浦川原区顕聖寺109番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対し、和太鼓の演奏、指導及び普及に関する事業を行い、次世代の健全育成、地域コミュニティの発展、文化の振興に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 子どもの健全育成を図る活動